令和８年 11 月 10 日

一般社団法人　日本林業経営者協会

一般社団法人　日本林業経営者協会について

- **設立目的**：持続可能で環境保全に配慮された森林の管理・経営を推進し、日本の森林・林業の発展・農山村の活性化に寄与すること。
- **活動目的**：森林政策等についての提言とそれを実現させるための運動、調査研究、経営講座の開催、国内外への調査研修、機関誌（林経協季報『杣径』）や書籍の発行などの活動を行っている。
- **会員**：林業経営者等
- **会員数**：310 名
  （正会員：235 名、替助会員：75 名　令和８年５月 18 日現在）

1. 雇用保険制度における暫定任意適用事業の見直しに対する意見

我が国の生産年齢人口の減少が進む中で、林業労働力を確保するためには、林業労働者の所得や福利厚生などの就労条件の改善とともに、新規就業者の確保のための方策について充実・強化を図っていく必要がある。

雇用保険は、労働者にとって、育児休業等給付などの受給により生活の安定確保が図られるとともに、教育訓練等によるスキルアップを図ることで、能力に応じた評価・昇給につながるなど、労働者の処遇改善に寄与するものであり、特に、若い新規就業者に林業が就職先として選択されるためには、こうしたメリットについてアピールすることが重要である。

また、雇用主にとっても、雇用保険に加入することで、雇用の安定化、労働環境の改善が図られ、人材確保・定着につながることから、雇用保険制度は意義があるものと考える。

2. 暫定任意適用事業の見直しに伴う課題と要望

（１）制度に対する理解の醸造等

雇用保険は、労働者及び雇用主にとって意義のある制度ではあるが、現在雇用保険に加入している雇用主も含め、どのようなメリットがあるのかといった雇用保険制度の中身について、理解が浸透しているとは言い難い状況にある。

また、現在加入していない雇用主にとっては、雇用保険へ加入することで新たな事務手続きが発生するとともに、労働者と雇用主の双方にとって、新たに保険料の負担が発生することとなり、制度の内容、特にメリットの部分について理解した上でなければ、単に負担ばかりが増えるものと受け取られるおそれがある。

このため、育児休業等給付の受給や教育訓練など雇用保険に加入することにより得られるメリットについて、広く周知を図り、制度に対する理解の醸造を図ることが必要である。

雇用保険制度について、業界団体としても、可能な範囲で周知に協力していく考えであるが、現行制度で暫定任意適用事業の対象となっている事業者は、業界団体に未加盟で、また、行政との接点も少ない場合が多いことから、従来の周知方法では十分な効果が得られにくい。このため、以下の点について要望する。

【要望】都道府県労働局が実施する説明会について、林業従事者を対象とした説明会を開催し、雇用保険制度について、広く周知を行い、制度に対する理解の醸造を図ること。

（２）教育訓練等の充実

教育訓練等の実施は、労働者にとってスキルアップにつながるとともに、雇用主にとっても経営力の向上に資するものである。しかしながら、現状では、雇用保険制度に基づく教育訓練等について、必ずしも受講できる施設が充実しているとは言い難く、また、メニューについても偏りが見られ、雇用保険に加入しているメリットを十分に活用できていない状況にある。このため、以下の点について要望する。

【要望】雇用保険制度に基づく教育訓練等について、林業関係者が活用しやすくなるよう、受講できる施設やメニューの充実を図るための方策を検討すること。

（３）事務手続きの簡素化

雇用保険に係る事務手続き（オンライン含む）は煩雑であり、個人での対応には困難を伴うケースが多い。特に、新規に加入することとなる対象者は、小規模な個人経営体のため、事務手続きに不慣れであり、負担に感じる者も多いと考えられることから、事務手続きが円滑に進められるよう、以下の点について要望する。

【要望】都道府県労働局による丁寧かつ継続的な支援体制の構築、申請に必要な書類の統合・省略を含む手続きの簡素化、分かりやすいマニュアルの整備等について検討すること。